

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">制定：令和7年4月11日 <u>改正：令和8年4月17日</u></p>	<p style="text-align: center;">制定：令和7年4月11日</p>
<p>(通則)</p> <p>第1条 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20250328財福第5号、<u>20251017財福第1号、20260327財福第3号</u>。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福第3号。以下「交付要綱」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領（制定：20160607財地第1号、改正：20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20250328財福第5号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 この規程は、交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する公益財団法人福島県産業振興センター（以下「基金設置法人」という。）及び基金設置法人の委託による自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局（以下「事務局」という。）が、原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域をいう。以下同じ。）の産業復興を加速するため、これらの地域において工場・店舗等を新增設する企業に対し、補助金の交付を行う事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 この規程は、交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する公益財団法人福島県産業振興センター（以下「基金設置法人」という。）及び基金設置法人の委託による自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局（以下「事務局」という。）が、原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第<u>1</u>56号）第20条第2項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域をいう。以下同じ。）の産業復興を加速するため、これらの地域において工場・店舗等を新增設する企業に対し、補助金の交付を行う事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。</p>
<p>(交付の対象及び補助率)</p>	<p>(交付の対象及び補助率)</p>

<p>第3条</p> <p>(略)</p> <p>5 補助事業者は令和<u>11</u>年3月31日までに補助事業を完了するものとする。ただし、自己の責任によらない理由により、当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第12条の規定に基づく様式第10の事故報告書を事務局を通じ基金設置法人に提出し、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和<u>12</u>年3月31日を限度として指示を受けた期日を完了の日とすることができる。</p>	<p>第3条</p> <p>(略)</p> <p>5 補助事業者は令和<u>9</u>年3月31日までに補助事業を完了するものとする。ただし、自己の責任によらない理由により、当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第12条の規定に基づく様式第10の事故報告書を事務局を通じ基金設置法人に提出し、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和<u>10</u>年3月31日を限度として指示を受けた期日を完了の日とすることができる。</p>
<p>(交付の申請)</p> <p>第4条</p> <p>(略)</p> <p>2 補助事業者が前項の規定による期限までに申請書を提出できない場合は、基金設置法人が認めたものに限り、期限の猶予を受けることができる。ただし、令和<u>9</u>年3月31日を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 補助事業者のうち、補助金の交付申請を行わない者は、ただちに様式第4による補助金辞退届けを、事務局を通じ基金設置法人に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第4条</p> <p>(略)</p> <p>2 補助事業者が前項の規定による期限までに申請書を提出できない場合は、基金設置法人が認めたものに限り、期限の猶予を受けることができる。ただし、令和<u>8</u>年3月31日を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>基金設置法人が採択し経済産業省が承認した</u>補助事業者のうち、補助金の交付申請を行わない者は、ただちに様式第4による補助金辞退届けを、事務局を通じ基金設置法人に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(補助事業の経理等)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する<u>補助事業者の</u>会計年度の終了後10年間、基金設置法人又は事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。</p>	<p>(補助事業の経理等)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後10年間、基金設置法人又は事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。</p>
<p>(補助要件未達成による補助金の返還)</p> <p>第22条 基金設置法人は、次の<u>各号のいずれかに</u>該当する場合には、補助事業者に支払われた補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。なお、天災など補助事業者の責めに<u>帰さない</u>場合を除く。</p> <p><u>(1)補助事業者が第26条第1項に基づいて報告した、補助対象地域に立地する工場等で雇用された新規地元雇用者の数が、別表1の交付要件に定める(2)雇用維持要件を満たさなかった場合。</u></p>	<p>(補助要件未達成による補助金の返還)</p> <p>第22条 基金設置法人は、次に該当する場合には、補助事業者に支払われた補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。なお、天災など補助事業者の責めに<u>負わない</u>場合を除く。</p>

<p>(2) 別表1に掲げる補助対象施設・設備のうち社宅を対象とする補助事業を実施する場合、補助事業者が第26条第2項に基づいて報告した、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員等が入居する戸数が、別表1の入居維持要件を満たさなかった場合。</p> <p>(3) <u>補助事業者が第27条第1項に基づいて報告した、福島県内に立地する企業との取引額が、別表1の交付要件に定める(3)福島県内取引額要件を満たさなかった場合。</u></p> <p>2 第16条第3項の規定は、前項の返還の<u>規定</u>について準用する。</p>	<p>(1) 別表1に掲げる補助対象施設・設備のうち社宅を対象とする補助事業を実施する場合、補助事業者が第26条第2項に基づいて報告した、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が、別表1の入居維持要件を満たさなかった場合。</p> <p>2 第16条第3項の規定は、前項の返還の<u>規程</u>について準用する。</p>
<p>(財産の管理等)</p> <p>第24条</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第17による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(財産の管理等)</p> <p>第24条</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業者は、<u>当該年度</u>に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第17による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(雇用創出等の状況報告)</p> <p>第26条</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業者は、第1項及び前項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省<u>及び基金設置法人</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る<u>補助事業者</u>の会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(雇用創出等の状況報告)</p> <p>第26条</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業者は、第1項及び前項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省に提出しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第1項及び第2項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p><u>(県内取引等の状況報告)</u></p> <p><u>第27条 補助事業者(別表1の2 地域波及効果型の区分により申請し、採択されたものに限る。以下、本条において同じ。)は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間(以下「取引額に係る報告期間」という。)、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に、福島県内に立地する企業との取引額の状況について、様式第21による福島県内取引等報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、取引額に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</u></p>	

<p><u>2 補助事業者は、第1項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省及び基金設置法人に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 補助事業者は、第1項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</u></p> <p><u>4 基金設置法人は、第1項に基づき補助事業者から報告のあった福島県内取引等の状況を取りまとめて経済産業省に報告するものとする。</u></p>	
<p>(地域貢献等の状況報告)</p> <p><u>第28条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間（以下「地域貢献に係る報告期間」という。）</u><u>、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に、地域コミュニティへの貢献活動及び経済的な地域貢献活動の取組状況について、様式第22による地域貢献等活動報告書により、事務局を通じ基金設置法人に報告しなければならない。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、地域貢献に係る報告期間終了後も報告を求めることができる。</u></p> <p><u>2 補助事業者は、第1項の規定による報告書の副本を、事務局を通じ経済産業省及び基金設置法人に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 補助事業者は、第1項の規定による報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。</u></p> <p><u>4 基金設置法人は、第1項に基づき補助事業者から報告のあった地域貢献等の状況を取りまとめて経済産業省に報告するものとする。</u></p>	
<p>(現地調査等)</p> <p>第<u>29</u>条</p> <p>(略)</p>	<p>(現地調査等)</p> <p>第<u>27</u>条</p> <p>(略)</p>
<p>(情報管理及び秘密保持)</p> <p>第<u>30</u>条</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 相手方から提供された時点で、既に公知であった情報</u></p> <p><u>(5) 相手方から提供された後、受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報</u></p> <p>(略)</p>	<p>(情報管理及び秘密保持)</p> <p>第<u>28</u>条</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報</u></p> <p>(略)</p>
<p>(暴力団排除に関する誓約)</p> <p>第<u>31</u>条</p> <p>(略)</p>	<p>(暴力団排除に関する誓約)</p> <p>第<u>29</u>条</p> <p>(略)</p>
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p>

<p>第3.2条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、同条第5項の規定に基づく補助金辞退届け、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第17条第2項の規定に基づく支払い請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第22条第1項の規定に基づく操業休止又は廃止の報告、第25条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第26条第1項及び第2項に基づく雇用等状況報告、<u>第27条第1項の規定に基づく福島県内取引等報告書又は第28条第1項の規定に基づく地域貢献活動報告書</u>（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>第3.0条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、同条第5項の規定に基づく補助金辞退届け、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第17条第2項の規定に基づく支払い請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第22条第1項の規定に基づく操業休止又は廃止の報告、第25条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第26条第1項及び第2項に基づく雇用等状況報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第3.3条 基金設置法人及び事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく通知、第9条第2項の規定に基づく通知、第10条第4項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、同条第5項の規定に基づく求め、第12条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく承認、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還請求、第18条第2項の規定に基づく返還請求、第19条第3項の規定に基づく通知、同条第4項の規定に基づく返還請求、第22条第1項の規定に基づく返還請求、第23条第2項の規定に基づく返還請求又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第3.1条 基金設置法人及び事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく通知、第9条第2項の規定に基づく通知、第10条第4項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、同条第5項の規定に基づく求め、第12条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく承認、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還請求、第18条第2項の規定に基づく返還請求、第19条第3項の規定に基づく通知、同条第4項の規定に基づく返還請求、第22条第1項の規定に基づく返還請求、第23条第2項の規定に基づく返還請求又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。</p>
<p>（その他の必要な事項）</p> <p>第3.4条</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>（その他の必要な事項）</p> <p>第3.2条</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和7年4月11日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部を改正する要領（20250328財福第5号）の施行の日（令和7年3月31日）から施行する。</p> <p>2 事務局が制定した「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サ</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和7年4月11日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領の一部を改正する要領（20250328財福第5号）の施行の日（令和7年3月31日）から施行する。</p> <p>2 事務局が制定した「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サ</p>

<p>サービス業等立地支援事業) 交付規程(平成28年12月19日制定)」(以下「事務局が制定した交付規程」という。)により事務局がした処分、手続きその他の行為(以下「処分等」という。)は、この交付規程の規定により基金設置法人がした処分等とみなし、事務局が制定した交付規程により事務局に対してされてきた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、この交付規程の規定により基金設置法人に対してされた申請等とみなす。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月17日から施行する。ただし、施行前に採択された補助事業については、第3条第5項の規定を除き従前の例による。</u></p>	<p>サービス業等立地支援事業) 交付規程(平成28年12月19日制定)」(以下「事務局が制定した交付規程」という。)により事務局がした処分、手続きその他の行為(以下「処分等」という。)は、この交付規程の規定により基金設置法人がした処分等とみなし、事務局が制定した交付規程により事務局に対してされてきた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、この交付規程の規定により基金設置法人に対してされた申請等とみなす。</p>				
<p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 520 349 762">補助対象地域</td> <td data-bbox="349 520 1048 762"> <p>避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること(なお、補助対象施設・設備<u>9</u>ただし書きに該当する場合は、当該規定によること)。</p> <p>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> </td> </tr> </table>	補助対象地域	<p>避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること(なお、補助対象施設・設備<u>9</u>ただし書きに該当する場合は、当該規定によること)。</p> <p>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p>	<p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 520 1330 762">補助対象地域</td> <td data-bbox="1330 520 2051 762"> <p>避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること(なお、補助対象施設・設備<u>8</u>ただし書きに該当する場合は、当該規定によること)。</p> <p>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> </td> </tr> </table>	補助対象地域	<p>避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること(なお、補助対象施設・設備<u>8</u>ただし書きに該当する場合は、当該規定によること)。</p> <p>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p>
補助対象地域	<p>避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること(なお、補助対象施設・設備<u>9</u>ただし書きに該当する場合は、当該規定によること)。</p> <p>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p>				
補助対象地域	<p>避難指示区域等であって、福島県における次に掲げる地域であること(なお、補助対象施設・設備<u>8</u>ただし書きに該当する場合は、当該規定によること)。</p> <p>田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 767 349 1455">補助対象施設</td> <td data-bbox="349 767 1048 1455"> <p>(略)</p> <p><u>8 産業保守・廃棄物処理施設</u> <u>機械及び装置、車両などの償却資産の整備・保守を行う事業の用に供される施設、又は一般廃棄物、産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の処理又は処分を行う事業の用に供される施設</u></p> <p><u>9 社宅</u> 上記1から<u>8</u>までの施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設)</p> <p>ただし、上記の<u>かつ</u>書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象地域外の次に掲げる地域に</p> </td> </tr> </table>	補助対象施設	<p>(略)</p> <p><u>8 産業保守・廃棄物処理施設</u> <u>機械及び装置、車両などの償却資産の整備・保守を行う事業の用に供される施設、又は一般廃棄物、産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の処理又は処分を行う事業の用に供される施設</u></p> <p><u>9 社宅</u> 上記1から<u>8</u>までの施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設)</p> <p>ただし、上記の<u>かつ</u>書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象地域外の次に掲げる地域に</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 767 1330 1455">補助対象施設</td> <td data-bbox="1330 767 2051 1455"> <p>(略)</p> <p><u>8 社宅</u> 上記1から<u>7</u>までの施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設)</p> <p>ただし、上記の<u>かつ</u>書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象地域外の次に掲げる地域に</p> </td> </tr> </table>	補助対象施設	<p>(略)</p> <p><u>8 社宅</u> 上記1から<u>7</u>までの施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設)</p> <p>ただし、上記の<u>かつ</u>書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象地域外の次に掲げる地域に</p>
補助対象施設	<p>(略)</p> <p><u>8 産業保守・廃棄物処理施設</u> <u>機械及び装置、車両などの償却資産の整備・保守を行う事業の用に供される施設、又は一般廃棄物、産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の処理又は処分を行う事業の用に供される施設</u></p> <p><u>9 社宅</u> 上記1から<u>8</u>までの施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設)</p> <p>ただし、上記の<u>かつ</u>書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象地域外の次に掲げる地域に</p>				
補助対象施設	<p>(略)</p> <p><u>8 社宅</u> 上記1から<u>7</u>までの施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地する施設)</p> <p>ただし、上記の<u>かつ</u>書きに掲げる場合であって、審査委員会が本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象地域外の次に掲げる地域に</p>				

	<p>立地する施設 <u>いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、 新地町</u></p> <p><u>10</u> 機械設備 上記1から4、7及び8の施設で行う事業の用に供される機械設備</p> <p><u>11</u> 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設</p>			<p>立地する施設 <u>いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、 新地町</u></p> <p><u>9</u> 機械設備 上記1から4、7の施設で行う事業の用に供される機械設備</p> <p><u>10</u> 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設</p>
<p>交付要件</p>	<p><u>1 雇用促進型</u> 次に掲げる(1)、(2)の要件を満たすこと。</p> <p><u>(1) 雇用要件</u></p> <p><u>補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。以下この表において同じ。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とするが、補助金交付申請時における新規地元雇用者数がそれを上回る場合、当該申請時の新規地元雇用者数とする。ただし、補助対象施設（5、6、9及び11を除く。）については投下固定資産額5千万円を下限とする。補助対象施設（5、6、9及び11）については、投下固定資産額3千万円を下限とする。</u></p> <p><u>新規地元雇用者とは、補助事業者が、補助金の交付決定日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した正社員及び非正規社員（以下「正社員等」という。）のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいう。</u></p> <p><u>なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域（以下「浜通り等15市町村」という。）外から浜</u></p>		<p>交付要件</p>	

通り等15市町村内に住所を移転した正社員等としての転入雇用者、避難指示区域等を含む行政区域(以下「12市町村」という。)における避難指示区域等の外から避難指示区域等に住所を移転した正社員等としての転入雇用者、いわき市・相馬市・新地町から12市町村に住所を移転した正社員等としての転入雇用者並びに福島県外から福島県内に住所を移転した正社員等としての転入雇用者を含むものとする。ただし、避難住民(東日本大震災の発生時、補助対象地域に住民票を有する住民)については、補助対象地域外から補助対象地域内に勤務地を異動した正社員等であれば、住所の移転は問わない。

なお、補助対象施設・設備9については、付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び補助対象施設・設備9の管理人を含むものとする。

<u>投下固定資産額</u>	<u>新規地元雇用者数</u>
<u>3千万円以上</u>	<u>1人以上</u>
<u>5千万円以上</u>	<u>2人以上</u>
<u>1億円以上</u>	<u>4人以上</u>
<u>10億円以上</u>	<u>8人以上</u>
<u>20億円以上</u>	<u>16人以上</u>
<u>30億円以上</u>	<u>24人以上</u>
<u>40億円以上</u>	<u>32人以上</u>
<u>50億円以上</u>	<u>40人以上</u>
<u>60億円以上</u>	<u>48人以上</u>
<u>70億円以上</u>	<u>56人以上</u>
<u>80億円以上</u>	<u>64人以上</u>
<u>90億円以上</u>	<u>72人以上</u>
<u>100億円以上</u>	<u>80人以上</u>

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

(注) 新規地元雇用者に含む非正規社員は、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している者とする。なお、新規地元雇用者数

のうち1／3を上限として非正規社員を新規地元雇
用者に算入することができる（小数点以下の端数は
切り捨て）。

また、新規地元雇業者の算定に当たっては、12
市町村の外から12市町村に住所を移転して採用又
は転入雇用する正社員等の場合、正社員等1人に対
して1.2を乗じた人数を新規地元雇業者として算
入することができる（小数点以下の端数は切り上
げ）。

（2）雇用維持要件

第26条第1項に定める報告期間において、（1）
雇用要件に定める新規地元雇業者数を確保しなけれ
ばならない。雇業者数が確保されていない場合、基
金設置法人は（1）雇用要件の未達成率を算定し、
第22条の規定に基づき補助金交付額に乗じた額を
返還させることができる。

ただし、補助事業の完了した日の属する補助事業
者の会計年度の翌年度から5年後の会計年度末まで
の期間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事
業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。

2 地域波及効果型

次に掲げる（1）から（3）の要件を満たすこと。

（1）雇用要件

補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固
定資産額（土地を除くことができる。以下この表に
おいて同じ。）ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新
規地元雇業者数とするが、交付申請書の「補助事業
期間中に雇用する新規地元雇業者数」欄に記載した
人数が、それを上回る場合、当該記載人数を新規地
元雇業者数とする。

ただし、補助対象施設・設備（5、6、9及び11

を除く。)については投下固定資産額5千万円を下限とする。補助対象施設(5、6、9及び11)については、投下固定資産額3千万円を下限とする。

新規地元雇用者とは、補助事業者が、補助金の交付決定日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した正社員等のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、当該工場等に勤務する者をいう。

なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、浜通り等15市町村外から浜通り等15市町村内に住所を移転した正社員等としての転入雇用者、12市町村における避難指示区域等の外から避難指示区域等に住所を移転した正社員等としての転入雇用者、いわき市・相馬市・新地町から12市町村に住所を移転した正社員等としての転入雇用者及び福島県外から福島県内に住所を移転した正社員等としての転入雇用者を含むものとする。ただし、避難住民(東日本大震災の発生時、補助対象地域に住民票を有する住民)については、補助対象地域外から補助対象地域内に勤務地を異動した正社員等であれば、住所の移転は問わない。

なお、補助対象施設・設備9については、付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び補助対象施設・設備9の管理人を含むものとする。

投下固定資産額	新規地元雇用者数(注)
3千万円以上	1人以上
5千万円以上	2人以上
1億円以上	3人以上
10億円以上	5人以上
20億円以上	10人以上
30億円以上	15人以上
40億円以上	20人以上
50億円以上	25人以上
60億円以上	30人以上

<u>70億円以上</u>	<u>35人以上</u>
<u>80億円以上</u>	<u>40人以上</u>
<u>90億円以上</u>	<u>45人以上</u>
<u>100億円以上</u>	<u>50人以上</u>

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

(注) 新規地元雇用者に含む非正規社員は、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している者とする。

なお、新規地元雇用者数のうち1/3を上限として非正規社員を新規地元雇用者に算入することができる。(小数点以下の端数は切り捨て)。

また、新規地元雇用者の算定に当たっては、12市町村の外から12市町村に住所を移転して採用又は転入雇用する正社員等の場合、正社員等1人に対して1.2を乗じた人数を新規地元雇用者として算入することができる(小数点以下の端数は切り上げ)。

(2) 雇用維持要件

第26条第1項に定める報告期間において、(1)雇用要件に定める新規地元雇用者数を確保しなければならない。雇用者数が確保されていない場合、基金設置法人は(1)雇用要件の未達成率を算定し、第22条の規定に基づき補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。

ただし、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌年度から5年後の会計年度末までの期間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。

(3) 福島県内取引要件

第27条第1項に定める報告期間において、福島県内の事業者と補助対象施設における事業に係る取

引（以下「福島県内取引」という。）を行い、その取引額を報告しなければならない。取引額は福島県内の事業者からの調達額（注1）を原則とするが、これに拠り難い場合は福島県内の事業者への販売額（注2）をもって報告することができる。ただし、調達額と販売額を合算して取引額として報告することはできない。

取引額が以下の要件に定める額に満たない場合は、基金設置法人は未達成率を算定し、第22条の規定に基づき補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。

ただし、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。

下表の左側に掲げる投下固定資産額（土地取得費を除くことができる。以下この表において同じ。）ごとにそれぞれ同表の右側に掲げる取引額又は主要取引（注3）の3割に相当する額を、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度から5年後の会計年度末時点において5年間の年平均で達成すること。

<u>投下固定資産額（※）</u>	<u>取引額</u>
<u>3千万円以上</u>	<u>0.32億円以上</u>
<u>5千万円以上</u>	<u>0.32億円以上</u>
<u>1億円以上</u>	<u>0.64億円以上</u>
<u>1.0億円以上</u>	<u>1.6億円以上</u>
<u>2.0億円以上</u>	<u>3.2億円以上</u>
<u>3.0億円以上</u>	<u>4.8億円以上</u>
<u>4.0億円以上</u>	<u>6.4億円以上</u>
<u>5.0億円以上</u>	<u>8.0億円以上</u>

<u>60億円以上</u>	<u>9.6億円以上</u>
<u>70億円以上</u>	<u>11.2億円以上</u>
<u>80億円以上</u>	<u>12.8億円以上</u>
<u>90億円以上</u>	<u>14.4億円以上</u>
<u>100億円以上</u>	<u>16.0億円以上</u>

(※) 投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。

本要件について、申請案件がなければ生じ得ない地域経済効果(※)が見込まれるものの、当該効果を取引額に基づき判断することが合理的でない場合、客観的な資料により、上表と同等の地域経済効果を示すことによっても要件を充足することができる。

(※)

申請案件がなければ生じ得ない地域経済効果が見込まれるものとは、既に地域で不可欠なサプライチェーンが確立されており、申請案件によって避難指示区域等に確実に経済効果をもたらすと見込まれるものであって、その旨について関係自治体や第三者の確認を得たものをいう。

取引額に基づき判断することが合理的でない場合とは、申請者が調達等をしようとする原材料、部品、製品等について、福島県内取引ではその品質、数量等が十分満たせない場合等をいう。

客観的な資料とは、申請者や第三者による資料に加え、取引額と同等の地域経済効果が及ぶ複数の市町村長が確認した書面を指す。

上表と同等の地域経済効果とは、申請者と取引を行う避難指示区域等に本店の所在する事業者が、そ

	<p><u>の取引によって生じる売上げ等をいう。</u></p> <p><u>(注1) 調達額とは、福島県内取引により支出する費用(価値の提供に対して、補助事業者から支払われる対価)の合計額を指す。</u></p> <p><u>(注2) 販売額とは、県内取引により得られる収益(物品・サービスの交換に対して福島県内事業者から補助事業者へ支払われる対価)の合計額を指す。</u></p> <p><u>(注3) 主要取引のうち、調達については、12市町村内の事業者に対し支払った輸送費や広告費等販売管理費も含めることができるとし、また、貸借対照表における「棚卸資産」(うち当期仕入分)を含めることとする。</u></p> <p><u>なお、償却資産の調達については、調達額全体を含めることも可能とする。</u></p> <p><u>販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上額を指し、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるもののうち、売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上原価を指す。</u></p>			<p><u>補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額(土地を除くことができる。以下この表において同じ。)ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。ただし、補助対象施設(5、6、8及び10を除く。)については投下固定資産額5千万円を下限とする。補助対象施設(5、6、8及び10)については、投下固定資産額3千万円を下限とする。</u></p> <p><u>新規地元雇用者とは、補助事業者が、補助金の交付決定日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した正社員及び非正規社員(以下「正社員等」という。)のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいう。</u></p> <p><u>なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、い</u></p>
--	--	--	--	---

				<p><u>わき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域（以下「<u>浜通り等15市町村</u>」という。）外から浜通り等15市町村内に住所等に移転した正社員としての転入雇用者及び浜通り等15市町村内から補助対象地域内に住所等に移転した正社員としての転入雇用者並びに福島県外から福島県内に住所等に移転した正社員としての転入雇用者を含むものとする。ただし、避難住民（東日本大震災の発生時、補助対象地域に住居を有する住民）については、補助対象地域外から補助対象地域内に勤務地を異動した正社員であれば、住所等の移転は問わない。</u></p> <p><u>なお、補助対象施設・設備8については、付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び補助対象施設・設備8の管理人を含むものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1344 718 2027 1300"> <thead> <tr> <th><u>投下固定資産額</u></th> <th><u>新規地元雇用者数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>3千万円以上</u></td><td><u>2人以上</u></td></tr> <tr><td><u>5千万円以上</u></td><td><u>3人以上</u></td></tr> <tr><td><u>1億円以上</u></td><td><u>5人以上</u></td></tr> <tr><td><u>10億円以上</u></td><td><u>10人以上</u></td></tr> <tr><td><u>20億円以上</u></td><td><u>20人以上</u></td></tr> <tr><td><u>30億円以上</u></td><td><u>30人以上</u></td></tr> <tr><td><u>40億円以上</u></td><td><u>40人以上</u></td></tr> <tr><td><u>50億円以上</u></td><td><u>50人以上</u></td></tr> <tr><td><u>60億円以上</u></td><td><u>60人以上</u></td></tr> <tr><td><u>70億円以上</u></td><td><u>70人以上</u></td></tr> <tr><td><u>80億円以上</u></td><td><u>80人以上</u></td></tr> <tr><td><u>90億円以上</u></td><td><u>90人以上</u></td></tr> <tr><td><u>100億円以上</u></td><td><u>100人以上</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とする。</u></p> <p><u>（注）新規地元雇用者に非正規社員を含めることができるのは、令和3年12月以降に採択された事</u></p>	<u>投下固定資産額</u>	<u>新規地元雇用者数</u>	<u>3千万円以上</u>	<u>2人以上</u>	<u>5千万円以上</u>	<u>3人以上</u>	<u>1億円以上</u>	<u>5人以上</u>	<u>10億円以上</u>	<u>10人以上</u>	<u>20億円以上</u>	<u>20人以上</u>	<u>30億円以上</u>	<u>30人以上</u>	<u>40億円以上</u>	<u>40人以上</u>	<u>50億円以上</u>	<u>50人以上</u>	<u>60億円以上</u>	<u>60人以上</u>	<u>70億円以上</u>	<u>70人以上</u>	<u>80億円以上</u>	<u>80人以上</u>	<u>90億円以上</u>	<u>90人以上</u>	<u>100億円以上</u>	<u>100人以上</u>
<u>投下固定資産額</u>	<u>新規地元雇用者数</u>																															
<u>3千万円以上</u>	<u>2人以上</u>																															
<u>5千万円以上</u>	<u>3人以上</u>																															
<u>1億円以上</u>	<u>5人以上</u>																															
<u>10億円以上</u>	<u>10人以上</u>																															
<u>20億円以上</u>	<u>20人以上</u>																															
<u>30億円以上</u>	<u>30人以上</u>																															
<u>40億円以上</u>	<u>40人以上</u>																															
<u>50億円以上</u>	<u>50人以上</u>																															
<u>60億円以上</u>	<u>60人以上</u>																															
<u>70億円以上</u>	<u>70人以上</u>																															
<u>80億円以上</u>	<u>80人以上</u>																															
<u>90億円以上</u>	<u>90人以上</u>																															
<u>100億円以上</u>	<u>100人以上</u>																															

				<p><u>業者に限る。新規地元雇用者に含む非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たり労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。</u></p> <p><u>なお、新規地元雇用者数のうち1/3を上限として非正規社員を新規地元雇用者に算入することが出来る（小数点以下の端数切捨て）。</u></p>
入居維持要件	<p>上記「補助対象施設・設備」の<u>9</u>については、全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員等が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。</p> <p>※本要件を満たさない場合は、<u>基金設置法人は未達成率を算定し、第22条に則り補助金交付額に乗じた額を返還させることができる。</u></p> <p><u>ただし、補助事業完了後3年間の過半が営業利益赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。</u></p>	入居維持要件	<p>上記「補助対象施設・設備」の<u>8</u>については、全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。</p> <p>※本要件を満たさない場合は、<u>天災など補助事業者の責めに負わない理由を除き、補助金返還の対象となる。</u></p>	
地域貢献	<p><u>浜通り15市町村の復興に資するため、補助事業完了後、地域コミュニティへの貢献活動と経済的な地域貢献を補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度から5年間行うものとする。地域貢献に要する費用を、補助対象経費に含めることはできない。</u></p> <p><u>地域コミュニティへの貢献活動は、15市町村に所在する事業者や自治体との間で金銭の支出の有無を問わず実施される取組となる。</u></p> <p><u>経済的な地域貢献は、補助事業完了後5年間において12市町村に所在する事業者による価値の提供に対し、補助事業者から支払われる対価を伴うもの、又は12市町村への寄附等を指し、地域波及効果型は除草・防犯等の荒廃抑制対策として実施すること</u></p>			

が必要。

また、下表の左側に掲げる補助金交付額ごとに1年あたりそれぞれ同表の右側に掲げる額を寄附等により達成すること。

補助金交付額	雇用促進型	地域波及効果型
10億円未満	交付額の0.25%	交付額の0.5%
10億円以上 20億円未満	300万円	600万円
20億円以上 30億円未満	350万円	700万円
30億円以上 40億円未満	400万円	800万円
40億円以上 50億円未満	450万円	900万円
50億円	500万円	1000万円

別表4

補助率 (注1)	区分		補助率
	(略)	(略)	(略)
2 避難指示解除区域(避難指示解除後7年以内)、認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域	大企業		2/3以内
	中小企業		3/4以内
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(注1) 補助対象施設・設備9に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用する。

(注2) 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)

別表4

補助率 (注1)	区分		補助率
	(略)	(略)	(略)
2 避難指示解除区域(避難指示解除後6年以内)、認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域	大企業		2/3以内
	中小企業		3/4以内
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(注1) 補助対象施設・設備8に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用する。

(注2) 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)

	<p>第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。</p> <p>(注3) 「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」(令和2年12月25日原子力災害現地対策本部)に定める手続きに基づき、避難指示が解除される場合に限る。</p> <p>(注4) 公募開始時点において、造成中 又は 計画中の下記の団地に立地する場合については、<u>団地造成が完了するまでの間</u>、下記の補助率を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯舘小宮、飯舘深谷 (大企業1/2以内、中小企業2/3以内) ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地 (大企業2/5以内、中小企業3/5以内) 		<p>第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。</p> <p>(注3) 「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」(令和2年12月25日原子力災害現地対策本部)に定める手続きに基づき、避難指示が解除される場合に限る。</p> <p>(注4) 公募開始時点において、造成中 または 計画中の下記の団地に立地する場合については、下記の補助率を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯舘小宮、飯舘深谷 (大企業1/2以内、中小企業2/3以内) ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地、<u>下太田工業団地</u> (大企業2/5以内、中小企業3/5以内)
<p>(様式第1)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 補助事業の名称</p> <p>2. 補助事業の目的及び内容</p> <p><u>(1) 補助事業 (下記のいずれかに○を記載)</u></p> <p><u>1 雇用創出型</u></p> <p><u>2 地域波及効果型</u></p>		<p>(様式第1)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 補助事業の名称</p> <p>2. 補助事業の目的及び内容</p>	

<p><u>(2) 補助事業の目的、内容</u> <u>※本項には以下を踏まえた内容を記載すること。</u> <u>(申請者の概要)</u> ・ <u>会社概要、提供するサービスや技術、実績</u> <u>(補助事業に応募する背景)</u> ・ <u>現状分析と課題の提起、申請者が被災地復興のために提供できる価値、なぜ浜通り等地域か</u> <u>(自立補助金で実施する事業内容)</u> ・ <u>今回の補助事業の概要 どこで、何をを行い、地域にどのような効果をもたらすか。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(様式第2)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">補助事業概要説明書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業の実施計画 ※様式第1の詳細を記載のこと (1) 補助事業の目的及び内容 (イ) 目的及び工場・店舗等立地計画の内容 <u>*本項には様式第2に記載した内容を総括する本事業の概要を記載すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(注2) 補助事業開始後、土地 <u>又は</u> 建物が他者の所有である場合には、使用契約期限を付記してください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 雇用の状況及び雇用計画 (補助事業を行う事業部門)</p>	<p>(様式第2)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">補助事業概要説明書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業の実施計画 ※様式第1の詳細を記載のこと (1) 補助事業の目的及び内容 (イ) 目的及び工場・店舗等立地計画の内容</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(注2) 補助事業開始後、土地 <u>または</u> 建物が他者の所有である場合には、使用契約期限を付記してください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 雇用の状況及び雇用計画 (補助事業を行う事業部門)</p>

	交付申請日現在	補助事業完了日時点 (予定)
従業員数	人	人
うち正社員等 数	人	人
うち補助事業期間中に雇用 する新規地元雇用者数 (注 3, 4)		人
うち短時間勤務雇用 者数 (注5)		人
うちその他雇 用者数 (注6)	人	人

(注3) 新規地元雇用者のうち1/3 (小数点以下の端数切り捨て) を上限として非正規社員を算入することができます。

(注4) 共同申請の場合は、上表を申請者ごとに作成、記載してください。

(注5) 短時間勤務雇用者数欄には、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している短時間勤務者数を記載してください。

(注6) 「その他雇用者」とは、短期パート、嘱託職員、再雇用者等について記載してください。なお、派遣社員は含みません。

(注7) 補助事業期間中に雇用する新規地元雇用数には、以下をはじめとする不適切な場合は含められません。

- ・従来、申請者で雇用していた正規雇用者を一度解雇したうえで再度雇用すること
- ・従来、申請者のグループ会社又は共同申請者等で雇用していた正規雇

	交付申請日現在	補助事業完了日時点 (予定)
従業員数	人	人
うち正社員 等数 (注3)	人	人
うち補助事業期間中に雇 用する新規地元雇用者数 (注 4, 5)		人
うちその他 雇用者数 (注 6)	人	人

(注3) 新規地元雇用者に含めることができる非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者としてします。なお、非正規社員のカウントについては下記により計算します。

<計算式>

(非正規社員の所定労働時間 (月平均) × 非正規社員の雇用者数 (月平均)) ÷ 正社員の所定労働時間 (月平均)

(注4) 新規地元雇用者のうち1/3 (小数点以下の端数切り捨て) を上限として非正規社員を算入することができます。

(注5) 共同申請の場合は、上表を申請者ごとに作成、記載してください。

(注6) 「その他雇用者」とは、短期パート、嘱託職員、再雇用者等について記載してください。なお、派遣社員は含みません。

(注7) 補助事業期間中に雇用する新規地元雇用数には、以下をはじめとする不適切な場合は含められません。

- ・従来、申請者で雇用していた正規雇用者を一度解雇したうえで再度雇用すること
- ・従来、申請者のグループ会社または共同申請者等で雇用していた正規

用者を一度解雇したうえで再度雇用すること 等
 ※「補助対象施設・設備」9の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。

(略)

2. 補助事業の収支予算

(略)

(1) 収入 (単位：円)

項目	金額
自己資金	
起債又は借入金（注8）	
その他	
自立・帰還支援雇用創出企業 立地補助金	
上記以外の補助金	
合計	

(略)

【担保権等設定にかかる記載】

補助事業に応じて以下の内容を記載してください。

- ・ 抵当権設定予定なし
- ・ 交付申請時に抵当権設定を合わせて申請
- ・ 今後計画変更にて抵当権設定予定

(略)

4. 補助事業の収支予算

(略)

福島県内の現行工場・店舗等の状況

雇用者を一度解雇したうえで再度雇用すること 等
 ※「補助対象施設・設備」8の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。

(略)

2. 補助事業の収支予算

(略)

(1) 収入 (単位：円)

項目	金額
自己資金	
起債又は借入金（注8）	
その他	
自立・帰還支援雇用創出企業 立地補助金	
上記以外の補助金	
合計	

(略)

【担保権等設定にかかる記載】

(略)

4. 補助事業の収支予算

(略)

福島県内の現行工場・店舗等の状況

(略)

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数)
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
<u>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）</u>	<u>3 億円以下</u>	<u>900 人以下</u>
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
<u>旅館業</u>	<u>5 千万円以下</u>	<u>200 人以下</u>
<u>ソフトウェア業・情報処理サービス業</u>	<u>3 億円以下</u>	<u>300 人以下</u>

※ただし、以下①から⑤に該当する企業は、「みなし大企業」として中小企業から除く。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ③ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ④ 役員（取締役）の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人
- ⑤ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額の年平均額が15億円を超えている法人

(略)

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数)
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

※ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 役員（取締役）の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人
- ・ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額の年平均額が15億円を超えている法人

5. 補助要件確認			
(略)	(略)		
補助対象地域区分 (令和8年4月1日現在)	該当地域に○	1	避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域に該当する区域を除く。）
		2	避難指示解除区域（解除から7年以内）/認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域
		3	上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市小高区、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村）
		4	上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等（田村市、南相馬市原町区、南相馬市鹿島区、川俣町、広野町、檜葉町、川内村、）
		5	小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯館小宮、飯館深谷
		6	波倉産業団地、南相馬復興工業団地、
(略)			

- ※1 様式第2 1. (2)の「補助事業期間中に雇用する新規地元雇用者数」を記載のこと。
- ※2 復興推進計画とは東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づくもの。
- ※3 補助対象、補助率等を記載のこと。
- ※4 補助対象施設5、6、9は建屋の新規取得（新增設、既存建屋購入）が補助要件

5. 補助要件確認			
(略)	(略)		
補助対象地域区分 (令和7年4月1日現在)	該当地域に○	1	避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域に該当する区域を除く。）
		2	避難指示解除区域（解除から6年以内）/認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域
		3	上欄の2に該当しない避難指示解除区域等（南相馬市小高区、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村）
		4	上欄の2及び3に該当しない避難指示解除区域等（田村市、南相馬市原町区、南相馬市鹿島区、川俣町、広野町、檜葉町、川内村、）
		5	小高フロンティアパーク、浪江町棚塩 RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯館小宮、飯館深谷
		6	波倉産業団地、南相馬復興工業団地、 <u>下太田工業団地</u>
(略)			

- ※1 様式第2 1. (2)の「補助事業期間中に雇用する新規地元雇用者数」を記載のこと。
- ※2 復興推進計画とは東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づくもの。
- ※3 補助対象、補助率等を記載のこと。
- ※4 補助対象施設5、6、8は建屋の新規取得（新增設、既存建屋購入）が補助要件

(別添2)	事業の実現性
	(略)
	3. 売上げの根拠
	※「補助対象施設・設備」5、6以外：本補助対象施設における具体的な受注見込及び根拠

(別添2)	事業の実現性
	(略)
	3. 売上げの根拠
	※「補助対象施設・設備」5、6以外：本補助対象施設における具体的な受注見込及び根拠

<p>※「補助対象施設・設備」5：ターゲットとなる商圈、来客層、事業の売上計画の見込と根拠、競合状況（既存立地施設（過去公募の採択事業も含む））</p> <p>※「補助対象施設・設備」6：想定している宿泊者、宿泊施設の稼動見込と根拠、競合状況（既存立地施設（過去公募の採択事業も含む））</p> <p>※「補助対象施設・設備」9：社宅については、付帯元となる施設について上記内容を記載</p> <p>4. 植物工場、陸上養殖施設の立地にあたっての確認事項（「補助対象施設・設備」7, 10のみ）</p> <p>※以下について該当することを確認・チェックの上、具体的に記載のこと。</p> <p>※申請書の内容について、関係官庁や立地先自治体（県、市町村）、関係機関等に照会する場合がある。</p> <p>(1) 立地先自治体等への説明（必須）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請にあたっては、立地先自治体等への説明を行い、理解を得られている。</p> <p>※植物工場又は陸上養殖施設の立地及び事業内容について、立地先自治体（県、市町村）、及び関係機関等に対して説明した内容や、理解を得られている旨等を具体的に記載のこと。</p> <p>(2) 先端的取組等（必須）</p> <p><input type="checkbox"/> 先端的取組等を行っている施設である。</p> <p>※植物工場又は陸上養殖施設の立地と運営において、IoT等最新テクノロジーを用いた栽培、飼育環境の最適化や優れた生産性向上の取り組み、環境負荷低減への配慮等について具体的に記載のこと。</p> <p>(略)</p>	<p>※「補助対象施設・設備」5：ターゲットとなる商圈、来客層、事業の売上計画の見込と根拠、競合状況（既存立地施設（過去公募の採択事業も含む））</p> <p>※「補助対象施設・設備」6：想定している宿泊者、宿泊施設の稼動見込と根拠、競合状況（既存立地施設（過去公募の採択事業も含む））</p> <p>※「補助対象施設・設備」8：社宅については、付帯元となる施設について上記内容を記載</p> <p>4. 植物工場、陸上養殖施設の立地にあたっての確認事項（「補助対象施設・設備」7, 9のみ）</p> <p>※以下について該当することを確認・チェックの上、具体的に記載のこと。</p> <p>※申請書の内容について、関係官庁や立地先自治体（県、市町村）、関係機関等に照会する場合がある。</p> <p>(1) 立地先自治体等への説明（必須）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請にあたっては、立地先自治体等への説明を行い、理解を得られている。</p> <p>※植物工場または陸上養殖施設の立地及び事業内容について、立地先自治体（県、市町村）、及び関係機関等に対して説明した内容や、理解を得られている旨等を具体的に記載のこと。</p> <p>(2) 先端的取組等（必須）</p> <p><input type="checkbox"/> 先端的取組等を行っている施設である。</p> <p>※植物工場または陸上養殖施設の立地と運営において、IoT等最新テクノロジーを用いた栽培、飼育環境の最適化や優れた生産性向上の取り組み、環境負荷低減への配慮等について具体的に記載のこと。</p> <p>(略)</p>
(別添4)	(別添4)

雇用創出効果

生産計画と雇用効果の推移

	令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	累計
生産（計画） （百万円）							
補助事業を行う事業部 門の申請時における雇 用 数 (a) (人)							—
補助事業を行う事業部 門の雇用数 (b) (人)							
うち <u>正社員等数</u> (人)							
うち新規地元雇 用者数 (人)							
うち <u>短時間勤務 雇用者 (人)</u>							
うちその他雇用者 数 (人)							
補助事業を行う事業部 門における補助事業に よる雇用増加累計値 (c) (人・年) (c) = (b) - (a) + 前年 度(c)							—

雇用創出効果

生産計画と雇用効果の推移

	令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	累計
生産（計画） （百万円）						
補助事業を行う事業部 門の申請時における雇 用 数 (a) (人)						—
補助事業を行う事業部 門の雇用数 (b) (人)						
うち <u>正規雇用者数</u> (人)						
うち新規地元雇 用者数 (人)						
うちその他雇用者 数 (人)						
補助事業を行う事業部 門における補助事業に よる雇用増加累計値 (c) (人・年) (c) = (b) - (a) + 前年 度(c)						—
雇 用 創 出 効 果 (d) (人・年/億円) (d) = (c) ÷ 補助対象経 費						—

雇用創出効果 (d) (人・年/億円) (d) = (c) ÷ 補助対象経費							-
各年度の雇用創出効果 (e) (人・年/億円) (e) = (d) - 前年度(d)							-
<p>※補助事業完了年度（ただし、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。</p> <p>※「補助対象施設・設備」<u>9</u>の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。</p> <p><u>※短時間勤務雇用数欄には、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している短時間勤務者数を記載してください。</u></p>							
<p style="text-align: right;">(別添5)</p> <p style="text-align: center;">地域経済における重要度</p> <p>1. 地域経済への波及効果</p> <p>* 本事業実施による産業集積の効果（進出しようとする地域の企業との協力関係の状況、今後の協力関係構築の予定など）など、地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと。</p> <p>* 地域の計画的な産業集積施策（県等公的団体が造成する工業団地等への進出）など、県等公的団体が推進する地域活性化施策のうち、企業立地促進との関連がある事業との関連性を具体的に記載のこと。</p> <p>2. 地元への定着力や地域経済の担い手としての役割の向上</p> <p>* 本事業を実施することによる地元への定着力向上について、具体的に記載すること。</p> <p>* 本事業実施後の地域経済の担い手としての役割の向上について、具体的に記載すること。</p> <p><u>3. 地元事業者の活用（別表1の2 地域波及効果型の区分により申請</u></p>							
<p>各年度の雇用創出効果 (e) (人・年/億円) (e) = (d) - 前年度(d)</p> <p style="text-align: right;">-</p> <p>※補助事業完了年度（ただし、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。</p> <p>※「補助対象施設・設備」<u>8</u>の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。</p>							
<p style="text-align: right;">(別添5)</p> <p style="text-align: center;">地域経済における重要度</p> <p>1. 地域経済への波及効果</p> <p>* 本事業実施による産業集積の効果（進出しようとする地域の企業との協力関係の状況、今後の協力関係構築の予定など）など、地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと。</p> <p>* 地域の計画的な産業集積施策（県等公的団体が造成する工業団地等への進出）など、県等公的団体が推進する地域活性化施策のうち、企業立地促進との関連がある事業との関連性を具体的に記載のこと。</p> <p>2. 地元への定着力や地域経済の担い手としての役割の向上</p> <p>* 本事業を実施することによる地元への定着力向上について、具体的に記載すること。</p> <p>* 本事業実施後の地域経済の担い手としての役割の向上について、具体的に記載すること。</p>							

し、採択されたものに限る)

*本事業を実施することによる地元（福島県に所在する事業者）との取引について、具体的に記載すること（必ずしも企業名を特定する必要はない。）

*どのように4項に示す要件を達成する予定であるか記載すること。

4. 福島県内企業との取引額

(別表1の2 地域波及効果型の区分により申請し、採択されたものに限る)

(1) 計画区分（いずれかを選択し、該当部分に計画内容を記載すること。）

①福島県内に立地する企業との取引額

②主要取引額に占める県内取引額の割合

①福島県内に立地する企業との取引額の計画

*補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、福島県内の事業者と補助対象における一定の取引額を確保する計画を記載すること。

*取引額とは福島県内の事業者からの調達額を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額を以って報告することを可とする。調達額と販売額を合算して取引額として報告することは不可とする。

*上記によりがたい場合（別表1 交付要件2（3）ただし書に該当する場合）、同等の地域経済効果額を取引額として記載すること。

(単位：億円)

	<u>1年後</u> [令和 年 __月]	<u>2年後</u> [令和 年 __月]	<u>3年後</u> [令和 年 __月]	<u>4年後</u> [令和 年 __月]	<u>5年後</u> [令和 年 __月]
<u>取引額</u>					

②主要取引額に占める県内取引額の割合

*主要取引額とは、調達については、12市町村内の事業者に対し支払った輸送費や広告費等販売管理費も含めることもできることとし、ま

た、貸借対照表における「棚卸資産」（うち当期仕入分）を含めることとする。なお、償却資産の調達については、調達額全体を含めることも可能する。販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上額を指し、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるもののうち、売上額の多い順に選択した複数又は単一の製品・サービスの売上原価を指す。

	<u>1年後</u> [令和 年 月]	<u>2年後</u> [令和 年 月]	<u>3年後</u> [令和 年 月]	<u>4年後</u> [令和 年 月]	<u>5年後</u> [令和 年 月]
<u>主要取引額（億円）</u>					
<u>取引割合（％）</u>					

(別添6)

地域経済への貢献度

(略)

2. その他（国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無）
 ＊関連がある場合には、関連する施策名及び施策と本事業との関係を記載し、施策中の該当箇所の記述を添付のこと。

3. 地域貢献にかかる実施計画

別紙「地域貢献にかかる実施計画」に記載のこと。

(別添6別紙)

地域貢献にかかる実施計画

(事業者名)

被災地への貢献度

(略)

2. その他（国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無）
 ＊関連がある場合には、関連する施策名及び施策と本事業との関係を記載し、施策中の該当箇所の記述を添付のこと。

(別添6)

1 事業類型（下記のいずれかに○を記載）

①雇用創出型

②地域波及効果型

2 地域貢献の実施計画

①地域コミュニティへの貢献活動

*公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が公表する「福島イノベーション・コースト構想等を踏まえた地域課題リスト」における地域課題の例や、福島県・市町村の復興計画に合致する取組などを参照し、関係する項目に記載のこと。

- | | |
|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 物流・買い物 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 医療・介護 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 地域交通 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 防災・防犯・災害に強いまちづくり | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 除草・環境美化 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 有害鳥獣対策 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 森林管理 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 農林水産関連 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> 教育・人材育成 | 取組： |
| <input type="checkbox"/> その他 | 取組： |

具体的な取組計画（地域コミュニティへの貢献活動）

②地域コミュニティへの経済的な地域貢献（1 2市町村内での調達・寄附）

*補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、1 2市町村内の事業者から行う別表1 地域貢献記載の条件を満たす調達及び寄附の計画を具体的に記載すること（必ずしも調達先の企業名や寄付先を特定する必要はない）。

*②地域波及効果型の事業類型を選択した場合は荒廃抑制（除草・防犯等）にあたる計画を必ず記載すること。

<p><u>具体的な取組計画（地域コミュニティへの経済的な地域貢献）</u></p> <p><u>*本計画が、立地する12市町村から特に効果的であることの確認が得られた場合、申請書に市町村確認書を添付すること。</u></p> <p><u><市町村確認書の例></u></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p><u>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人</u> <u>公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(12市町村名)</u></p> <p><u>「地域貢献にかかる実施計画」について、当自治体に対する貢献度が高い事業であることを確認しました。</u></p> <p><u>1. 申請者情報</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>申請事業者名</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>申請事業者名</u>		
<u>申請事業者名</u>			
<p style="text-align: right;">(別添7)</p> <p>市町村復興計画等確認書 <u>(宿泊施設の整備事業を申請する者向け)</u></p> <p>申請企業名： (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添7)</p> <p>市町村復興計画等確認書</p> <p>申請企業名： (略)</p>		
<p>(様式第3)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程（令和7年4月11日制定。<u>令和8年4月17日改正</u>。以下「交付規程」という。）第<u>31</u>条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のい</p>	<p>(様式第3)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程（令和7年4月11日制定。以下「交付規程」という。）第<u>29</u>条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しな</p>		

<p>れにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(略)</p> <p>※生年月日は和暦で記載してください。 ※交付規程第3.1条の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。</p> <p>(略)</p>	<p>いことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(略)</p> <p>※生年月日は和暦で記載してください。 ※交付規程第2.9条の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第5)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付決定通知書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）については、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程（令和7年4月11日制定。<u>令和8年4月17日改正</u>。以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210611財福</p>	<p>(様式第5)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付決定通知書</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のありました自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）については、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程（令和7年4月11日制定。以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業交付要綱（制定：20160607財地第1号、改正：20210</p>

<p>第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領(制定:20160607財地第1号、改正:20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20250328財福第5号、<u>20251017財福第1号、20260327財福第3号</u>。以下「実施要領」という。)&及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。</p> <p>(略)</p>	<p>611財福第3号。以下「交付要綱」という。)、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業実施要領(制定:20160607財地第1号、改正:20170515財地第1号、20190319財福第2号、20200323財福第1号、20200722財福第3号、20210225財福第1号、20210408財福第2号、20210611財福第4号、20220218財福第1号、20220404財福第1号、20230309財福第1号、20240311財福第1号、20250328財福第5号。以下「実施要領」という。)&及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第12)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)実績報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)交付規程(令和7年4月11日制定。<u>令和8年4月17日改正</u>。以下「交付規程」という。)第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第12)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)実績報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)交付規程(令和7年4月11日制定。以下「交付規程」という。)第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(略)</p>
<p>(様式第19)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)雇用等状況報告書</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1)</p> <p>雇用状況</p> <p>生産計画と雇用効果の推移</p>	<p>(様式第19)</p> <p>(略)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)雇用等状況報告書</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1)</p> <p>雇用状況</p> <p>生産計画と雇用効果の推移</p>

	令和 年度 (※)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	累計
生産（計画） （百万円）								
補助事業を行う事業部 門の申請時における雇 用 数 (a) (人)								—
補助事業を行う事業部 門の雇用数 (b) (人)								
うち正規雇用者数 (人)								
うち新規地元雇 用者数 (人)								
<u>うち短時間勤務 雇用者 (人)</u>								
うちその他雇用者 数 (人)								
補助事業を行う事業部 門における補助事業に よる雇用増加累計値 (c) (人・年) (c) = (b) - (a) + 前年 度(c)								—
雇用創出効果 (d) (人・年/億円) (d) = (c) ÷ 補助対象経 費								—
各年度の雇用創出効果 (e) (人/億円) (e) = (d) - 前年度(d)								

各年度の雇用創出効果 (e) (人/億円) (e) = (d) - 前年度(d)		
<p>※補助事業完了年度（ただし、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。</p> <p>※「補助対象施設・設備」9の社宅の場合は、付帯元となる工場等について記載してください。</p> <p>※短時間勤務雇用者数欄には、雇用契約を締結し、週20時間以上勤務する形態で雇用保険に加入している短時間勤務者数を記載してください。</p>		<p>※補助事業完了年度（ただし、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。</p>
<p>(様式第20)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人 公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住所 氏名 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 印(省略可)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）入居状況報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助対象施設の入居状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		<p>(様式第20)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人 公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住所 氏名 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 印(省略可)</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）入居状況報告書</p> <p>自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付規程第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象施設の入居状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p><u>(様式第21)</u></p>		

番 号
令和 年 月 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人
公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印 (省略可)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事
業) 福島県内取引等報告書

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事
業) 交付規程第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり福島県内取引の
取組状況を報告します。

記

報告区分 (以下いずれかを選択し、当該項目の取引内容を報告すること)

1. 福島県内に立地する企業との取引額
2. 主要取引額に占める県内取引額の割合

1. 福島県内に立地する企業との取引額 (総額)

(別表 1 の 2 地域波及効果型の区分により申請し、採択されたものに限る)

	<u>1年後</u>	<u>2年後</u>	<u>3年後</u>	<u>4年後</u>	<u>5年後</u>
	<u>[年 月]</u>	<u>[年 月]</u>	<u>[年 月]</u>	<u>[年 月]</u>	<u>[年 月]</u>
<u>取引額</u> <u>(億円)</u>					

*補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より 5

年間、福島県内に所在する事業者と補助対象における一定の取引額を確保する計画を記載すること。

*取引額とは福島県内の事業者からの調達額を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額を以って報告することを可とする。調達額と販売額を合算して取引額として報告することは不可とする。

(参考) 1の内訳

<u>調達又は販売かを記載</u>	<u>取引内容</u>	<u>企業が所在する市町村名</u>	<u>金額</u>

※取引額が多い順から並べ、合計が取引額要件を満たすまでの取引を記載すること。

2. 主要取引額に占める県内取引額の割合

(別表1の2 地域波及効果型の区分により申請し、採択されたものに限る)

	<u>1年後 [年月]</u>	<u>2年後 [年月]</u>	<u>3年後 [年月]</u>	<u>4年後 [年月]</u>	<u>5年後 [年月]</u>
<u>主要取引額(億円)</u>					
<u>取引割合(%)</u>					

*主要取引額とは、販売については、損益計算書における「売上」に紐づけられるもののうち、製品・サービス別の売上額の多い順に選択した複数または単一の製品・サービスの売上額を指し、調達については、損益計算書における「売上原価」に紐づけられるもののうち、売上額の多い順に選択した複数または単一の製品・サービスの売上原価を指す。調達については、1 2 市町村内の事業者に対し支払った輸送費や広告費等販売管理費も含めることもできることとし、また、貸借対照表における「棚卸資産」(うち

当期仕入分)を含めることとする。なお、償却資産の調達については、調達額全体を含めることも可能する。福島県内の事業者からの調達額を原則とするが、これに抛り難い場合は福島県内の事業者への販売額を以って報告することを可とする。調達額と販売額を合算して取引額として報告することは不可とする。

*主要取引額に占める県内取引額を確認するため、主要取引額の全体が確認できる決算書、財務諸表等を提出してください。

(参考) 2の内訳

<u>調達又は販売かを記載</u>	<u>取引内容</u>	<u>企業が所在する市町村名</u>	<u>金額</u>

(様式第22)

番 号
令和 年 月 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金設置法人
公益財団法人福島県産業振興センター理事長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印 (省略可)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 地域貢献活動報告書

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 交付規程第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり地域貢献活動の

状況を報告します。

記

1. 事業類型（以下を選択してください）

- ① 雇用促進型
- ② 地域波及効果型

2. 令和 年度報告対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（補助事業
完了後 年目）

*補助事業者の会計年度を記載のこと。ただし、初年度は、補助事業
完了の日から、補助事業者の会計年度終了日までとする。

3. 地域貢献活動の内容

(1) 地域コミュニティへの貢献活動内容

- ① 該当するイノベ地域課題リスト、復興計画の該当部分
- ② 活動内容（実施時期、内容、回数を明確にすること。必要に応じ、別
紙で補足すること）

(2) 1 2市町村内での調達・寄附

- ① 対象期間内に行った1 2市町村に所在する事業者からの調達もしくは
1 2市町村内自治体・NPO等への寄附額
(1. 事業類型②の事業者は次項の類型 (b) かつ荒廃抑制に資する額の
み記入すること)

円（年間累計 円）

② 調達の内容

番号	類型	荒廃抑制	相手先	相手先 所在自	調達・寄附 額（円）	調達・ 寄附の
----	----	------	-----	------------	---------------	------------

				治体		内容
(例)	(a)		〇〇町 内会	〇〇町	300,000	弁当の 購入
	(b)	〇	〇〇町	〇〇町	10,000,000	防犯灯 の寄贈

③ 寄附の内容

番号	類型	荒廃抑制	相手先	相手先 所在自 治体	調達・寄 附額 (円)	調達・寄附 の内容
(例)	(b)	〇	〇〇町 内会	〇〇町	300,000	草刈り費用 の寄附

・類型欄には以下を記入すること。

(a) 弁当・食事、制服・作業服、備品購入、車内清掃、運送、社員研修、PR・広報等の様々な企業活動の経常費用

(b) 地域のための社会貢献活動費用・CSR費用

・荒廃抑制欄には荒廃抑制（除草・防犯等）にあたる場合〇を入れること

・調達・寄附の実績を証明する書類を合わせて提出すること。

書類の例 … 調達した物品・役務の領収書、寄附金受領書

以上